

○ 第5回 第3原則「組合員の経済的参加」について

1人ひとりの市民や労働者・農業者などは、市場での不公正なあるいは不利な事業取引を克服するために①協同組合に出資して組合員となり、②組合員として運営に参加し、③組合員として事業利用を行っています。しかし、安いからと営利企業であるスーパーマーケットを利用するなど、協同組合の強みである本来の姿(関係性)が薄れる傾向もみられます。このため、出資・参加・利用の3つの絆の結びつきを「組合員の経済的参加」に焦点を当てて明らかにしたのがこの原則です。

(下線は筆者)

【第3原則】「組合員の経済的参加」

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

・準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため—その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする—

・協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため

・組合員の承認により他の活動を支援するため

第1に、協同組合の資本(組合員の共同の財産)には、「組合加入時の出資金」「施設増設のための出資金(増資)」「特別の増資」「事業活動から得た収益からの準備金(内部留保)」がありますが、組合員は公平に(一部の人に偏らず)出資し、組合員が民主的に管理すべきことを強調しています。出資金への配当は制限され、支払われる場合でも利子に当たるものであることを明示しています。

第2に、剰余金は組合員の効果的・効率的な事業利用の成果です。この配分には3つの方法(分野)があり、そのすべてか、2つあるいは1つに配分するかを決定するのは組合員です。

1番目の分野は、組合員のニーズに対応した事業利用施設の拡充のための準備金で、「一部は分割不可能なものとする」性格を持っています。

2番目の分野は、最も伝統的で組合員に事業利用メリットが直接実感できる「利用高に応じて組合員に還元」される方法です。営利企業は、株主の株式所有高に応じて利潤配分するので根本的に異なります。

3番目の分野は、組合員の承認により、県域、全国域、国際的な協同組合の連合組織などを通じ協同組合運動をいっそう発展させるために配分されます。

以上のように、第3原則は、協同組合の施設(事業)整備に組合員の意向が反映され、組合員が満足して事業を利用し、事業利用の成果から生じた剰余金が公正に配分される協同組合らしい好循環づくりのために重視することが大切です。